

(別添)

【固定資産貸付規程第9条に基づく減免基準について】

R8.4.1施行

◇固定資産の貸付料は有償が原則であることに鑑み、下記の減免基準に該当するかどうか、厳格に判断すること。

◇減免事案については、その必要性及び妥当性を常に点検し、減免基準との整合を図ること。

免除するもの	■災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき
免除することができるもの	■機構と共催する事業を実施するための施設の用に供する場合 ■機構が本来設置・設営すべきものであって、貸付料を減額または免除しなければ機構がその費用を全額負担することになる場合 ■選挙ポスターの掲示(公職選挙法第144条の2)など、国の法令や地方公共団体の条例等に基づく機構への協力要請の場合 ■不特定多数の者の通行の用に供するとき ■前各号に準ずる場合であって、管理責任者が相当であり、かつ必要と特に認めるとき
	(適用例) ・機構側から依頼して行われる勉強会等 ・製品の安全性や使用方法に関する説明会等
※申請書(別紙1・別紙2)の提出が不要なもの	
1/2以内の減額をすることができるもの	■機構の事務又は事業と密接に関連があり、公益上の必要に基づき使用させるとき ■法人の職員及び病院施設を利用する者等の福利厚生のための施設として使用させるとき ■法人の職員及び病院施設を利用する者等の利便性を向上させるものであって、管理責任者が特に必要と認めたとき
	(適用例) ・国や地方自治体(大阪府等)からの会議室利用(ただし、上記の下線部分に該当しないものは減免対象外)
一定期間において低減することができるもの	■建物の移転等に伴い貸付料が大幅に上昇するとき ■これまで減免措置を行っていたものについて、減免額を減少させるとき